

# 平成27年五所川原市教育委員会第2回臨時会会議録

五所川原市教育委員会

平成27年五所川原市教育委員会第2回臨時会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第3号	平成27年2月13日	五所川原市いじめ防止基本方針の策定について	平成27年2月13日	原案承認

平成27年五所川原市教育委員会第2回臨時会会議録

日時：平成27年2月13日（金） 午後2時48分開会

場所：五所川原市中央公民館 2階第3会議室

◎議事日程

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 会期の決定

第 4 前回会議録の承認（第1回定例会）

第 5 付議案件

1 議案第3号 五所川原市いじめ防止基本方針の策定について

第 6 その他

1 短命県返上に係る学校給食センターの取組みについて

◎出席委員（４名）

1 番	阿 部 育 也 委員
2 番	丁子谷 悟 委員
4 番	三 瀨 洋 生 委員
5 番	長 尾 孝 紀 委員

◎欠席委員（１名）

3 番	木 村 吉 幸 委員
-----	------------

◎説明のため出席した職員（７名）

教育総務課	教育部長 岩 崎 明 彦
社会教育課	課長 今 義 律
文化スポーツ課	課長 夏 坂 泰 寛
指導課	課長 清 野 幸 一
図書館	課長 佐々木 瑞 信
学校給食センター	館長 奈 良 正 博
	所長 對 馬 隆 博

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 福 山 佳 秀
-------	--------------

◎開 会

○委員長（阿部育也）

ただ今より、平成２７年第２回五所川原市教育委員会臨時会を開会致します。

◎会議録署名委員の指名

○委員長（阿部育也）

日程第2、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第19条第2項の規定により委員長が指名とありますので、会議録の署名委員は、2番丁子谷委員、5番長尾委員にお願い致します。

◎会期の決定

○委員長（阿部育也）

日程第3、会期についてお諮り致します。会期は本日一日としたいと思いますが御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（阿部育也）

御異議なしの声がありましたので、会期は本日一日とすることに決定しました。

◎前回会議録の承認（第1回定例会）

○委員長（阿部育也）

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

（異議なしの声あり）

○委員長（阿部育也）

御異議がないようですので、第1回定例会の会議録は承認することに決しました。

◎付議案件

○委員長（阿部育也）

それでは日程第5、付議案件に入ります。議案第3号 五所川原市いじめ防止基本方針の策定について担当課より説明をお願いします。

○指導課長（佐々木瑞信）

議案第3号 五所川原市いじめ防止基本方針の策定について議案書を基に説明した。

○委員長（阿部育也）

議案第3号 五所川原市いじめ防止基本方針の策定について、何か御質問等はありませんでしょうか。

○丁子谷委員

P4に、「PTA」という記述があるが、この方針なり公式な規定に現在でも使われている言葉なのでしょうか。保護者もしくは保護者会という言葉もよく聞きますし、少し気になったのでお伺いします。

P7の（1）のところで、「保護者や地域の参画で、地域を巻き込んだ学校基本方針」とあります。文章としてはおかしくないのですが、P2の下段には「市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という）」とありますので、この「地域」という言葉だけでよいのか、それとも市民という言葉もしくは市民等という言葉があった方がよいのか、その辺りの表現を検討してほしいと思います。

同じくP7の（4）のところで、「これらに関する年間を通じた取組計画を定める」とありますが、「これらに関する取組計画を」という言葉の流れにした方が伝わりやすいのかなと疑問に感じましたので、この部分を「これらに関する取組計画を年間を通じて定める」というような表現にすることも検討してみてもどうでしょうか。

P8の（1）のところで、無用な空欄が2箇所あるため詰めておいてください。

同じく（2）のところで、「目に付きにくい時間や場所」とありますが、時間は特定ならないでしょうから「時間帯」とした方がよいと思います。

P11の（5）のアのところで、「配慮するなど」とありますが、「配慮することなど」とした方がよいのではないのでしょうか。

P12の丸印の5つ目のところで、「専門委員会の委員または事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることできる」とありますが、読んでみて何か意味がはっきりしない印象があるので、表現について検討してみてもどうかと思います。

○指導課長（佐々木瑞信）

P 7の「保護者や地域の参画で、地域を巻き込んだ学校基本方針」という部分、また「これらに関する年間を通じた取組計画を定める」の部分につきましては、今一度、表現について検討したいと思います。

P 8の（1）の無用な空欄は詰め、「時間」という言葉も「時間帯」に改めます。

P 11の「配慮するなど」についても、「配慮することなど」と改めます。

P 12の「専門委員会の委員または事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることができる」との部分も分かりやすく変えるよう検討します。

○教育長（長尾孝紀）

五所川原市いじめ防止基本方針について、市長にも事前に説明をしたところ、今後、専門委員会や調査委員会を立ち上げていくにあたって委員となる心理士など専門家の人数が当市に十分いるのかという話になりました。特に専門委員会は常時委嘱することになるため、委員の人選については皆様にも助言いただければと思っています。

○委員長（阿部育也）

こういった附属機関の委員の人数は何人程度を予定しているのでしょうか。数が多いのでしょうか。

○教育長（長尾孝紀）

それぞれ、それほど多くはなく若干名を予定しています。

○三鴻委員

附属機関についてはよく分かりましたが、いじめの事案が実際に発生したとき、その児童・生徒に聴き取りをしたり、専門委員会を立ち上げたり、再調査のため調査委員会を立ち上げたり対応するのにどれくらいの期間がかかると想定しているのでしょうか。

○指導課長（佐々木瑞信）

県の教育委員会で対応し、再調査の段階に入っていると報道がされていた事案については約一年かかっています。

○三鴻委員

よりスピーディな対応が求められると思いますが、できるのでしょうか。

○教育長（長尾孝紀）

まず専門委員会を開催するにも、多くの資料が必要となります。被害者だけではなく加害者からも聴き取りをし、時には加害者が何人もいることがあり、この度の県が対応している事案を見ても相当な日数を要しています。専門委員会で話し合われた結果を保護者の皆さんが納得できない場合は、知事部局で再度、調査をし直すなどすることになるため、更に時間がかかってしまいます。それだけ難しいものがあるのでしょうか、安易に判断し決定してしまうと後で取り返しがつかない事もあり、慎重な運営を重ねて結論を出さなければならず、日数がかかるものだと思います。

○教育部長（岩崎明彦）

確かに県が対応している事案についての報告書をみると、だいぶ神経を使ってまとめた様子が見えます。

○丁子谷委員

いじめの事案には、被害者が亡くなってしまった場合もありますが、そうでない場合においては調査などを早目に行って現に行われているいじめを一刻も早く止めさせ、亡くなってしまった場合は、調査が膨大になるでしょうし、また、世間に納得してもらい結果を出すためにも時間をかけてしっかり対応していくということではないのでしょうか。

○教育長（長尾孝紀）

いじめの事案に最初に気付いて対応するのは学校になるわけですが、学校によって対応の仕方が違ってはならず、教育委員会が主導で対応していく意味でも、各校のいじめに対する方針も五所川原市いじめ防止基本方針に沿った内容にしてもらい、学校と教育委員会が連絡を密にとり合って対応していきたいと思います。

○丁子谷委員

いじめと別問題なのかもしれませんが、いじめと同様に確認しにくい問題として、子供達に対する虐待があると思います。就学前であれば教育委員会が関係しないのですが、学校に入学すると、虐待の有無を見極めることが学校の先生方にも課せられるでしょうし、教育委員会も児童相談所などの関連機関ともっと連携していかなければならないのではないのでしょうか。

○教育長（長尾孝紀）

この度のいじめ防止基本方針の中で対策連絡協議会を設置するとありますが、これは「いじめ問題等」について話し合うことになっており、不登校や体罰のほか虐待についても含まれますので、この附属機関を委員会としても大切に運営して行きたいと考えています。

○三瀨委員

P 9の上段に「インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して」とありますが、関係機関とは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

○指導課長（佐々木瑞信）

県にはSNS上で発生するいじめを監視する職員がいて、事案が確認された場合は県から市町村の教育委員会へ連絡があります。ただし、LINE上でのいじめは確認しづらいものがあるらしく対応が難しいとされています。

○三瀨委員

現段階では、LINE上でのいじめについて十分な対応が難しいということでしょうか。

○指導課長（佐々木瑞信）

この種のがいじめが確認された場合、学校で規定を設け保護者の同意を得て、いじめ行為を行った子供に機器を使わせないなどの対応を取っています。子供たちが持っていないなくても保護者の機器を使っているケースもあり、保護者が子供たちのインターネットへの接続の状況について十分に理解しづらいという環境もあります。

○教育長（長尾孝紀）

インターネット、特にSNS上でのいじめ行為に対しては、市教育委員会独自で監視する体制はなく、県から情報を得て対応している状況にあり、県内どこの市町村も同様ではないかと思えます。次の都市教育長会議で、旧3市などではどのように対応しているのか確認してみます。

○教育部長（岩崎明彦）

本日は方針の案にたくさんのご意見をいただき、修正すべき部分が多いと思っておりますので、2月19日の第3回定例会の際に修正したものをお出しします。本日臨時会として審議していただきましたが、今後は2月23日の臨時庁議にこの方針案を

教育委員会の案として提出し、その庁議において決定された案をパブリックコメントにかける予定です。パブリックコメントの中で意見が出て方針案に変更がある場合は、3月の定例会で報告して承認をいただき、これを策定して4月1日からスタートしたいと考えております。この方針は、教育委員会だけの決定ではなく市の施策として策定するため、教育委員会だけではなく市としていじめに対峙していくことになります。

先ほどお話のあった「P T A」という言葉について調べてみました。この基本方針の案を作るにあたり、国及び県の方針のほか先行している市町村の基本方針を参考にしましたが、いずれの基本方針にも「P T A」という言葉が使われ特段問題がないようですので、当市でもそのまま使用したいと思います。

○委員長（阿部育也）

その他に何か御意見等ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（阿部育也）

ないようですので、議案第3号については、指摘のあった事項について修正することですので原案を承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（阿部育也）

異議なしとの声がありましたので、議案第3号を原案のとおり承認することに決しました。

◎その他

○委員長（阿部育也）

次に、日程第6、その他に入ります。何かございませんでしょうか。

○丁子谷委員

学校給食センターについてお話したいと思います。現在、本県では「短命県返上」ということが盛んに言われていますが、先日の新聞にもあったように児童の肥満も大きな問題だと思います。給食ではもちろんカロリー計算をしていると思いますが、学年別、もしくは低中高学年別にくくって対応しているのか、それと体位向上のためと特定して何か行っているのか、取組みについてお知らせください。また、小学校では学年が違っても給食費が同じだと思っていますが、低学年と高学年とでは提供する食事の量においてどのようにしているのでしょうか。県では「短命県返上」ということで取り組んでいるわけですし、学校給食センターとしてどのように取り組んでいくのか次回定例会にて説明いただけたらと思います。

○教育部長（岩崎明彦）

只今のご質問につきましては、次回定例会において学校給食センターに説明させたいと思います。また、聞き及んでいる話になりますが、県の「短命県返上」の動きに合わせ、当市としては「健康推進」というような言葉で新年度に宣言し、様々な事業を展開する予定であるとのことです。

○委員長（阿部育也）

あと、その他で何かありますか。

（なしの声あり）

○委員長

それではないようですので、以上をもちまして平成27年五所川原市教育委員会第2回定臨時会を終わります。  
ありがとうございました。

午後3時33分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年2月13日

五所川原市教育委員会委員長 阿 部 育 也

五所川原市教育委員会委員 2番 丁 子 谷 悟

五所川原市教育委員会委員 5番 長 尾 孝 紀

会議の書記 教育総務課長 今 義 律